

新濃尾（二期）地区

新木津用水路小牧岩崎工区その8工事

特 別 仕 様 書
(第1回変更)

東海農政局新濃尾農地防災事業所

項 目	内 容
第1章 総則	<p>新濃尾（二期）地区 新木津用水路小牧岩崎工区その8工事（以下「本工事」という）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。</p> <p>なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>
第2章 工事内容 1. 目的 2. 工事場所 3. 工事概要 4. 工事数量	<p>本工事は、国営新濃尾土地改良事業計画に基づき新木津用水路の改修を行うものである。</p> <p>愛知県小牧市大字岩崎地内及び久保新町地内</p> <p>本工事の概要は次のとおりである。 施工延長 L=25.000m 測点 No. 35+52.309～No. 35+77.309 内訳： 水路工 L=25.000m プレキャストU形水路 L=25.000m 付帯工 1式 構造物撤去工 1式 仮設工 1式</p> <p>別紙「工事数量表」のとおりである。</p>
第3章 施工条件 1. 工程制限 2. 工 期 3. CORINSへの登録 4. 工事期間中の休業日	<p>水路内工事は、令和7年10月1日以降を予定している。</p> <p>本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。</p> <p>なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。</p> <p>ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている240日間（<u>当初契約時</u>）よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。</p> <p>工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。</p> <p>また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。</p> <p>なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期：契約締結の日から令和8年3月27日（工事完了期限日）まで</p> <p>技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。</p> <p>工事期間中の休業日としては、雨天・休日等（非稼働日）を月当たり標準14日見込んでいる。</p> <p>なお、休業日には土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を含んでいる。</p>

項 目	内 容																				
5. 施工しない時間帯	原則、平日の午後5時から午前8時まで。 なお、気象条件等により上記の施工しない時間帯においてやむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																				
6. 現場技術員	本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。																				
第4章 現場条件																					
1. 土 質	本工事の施工場所の土質は、「礫質土及び砂質土」を想定している。																				
2. 関連工事	本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているため、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡・打合せを行い、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 事 名</th> <th>施工(予定)時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新木津用水路小牧久保一色工区その2工事</td> <td>令和7年7月 ～令和8年3月</td> </tr> <tr> <td>新木津用水路小牧久保一色工区その4工事</td> <td>令和7年7月 ～令和8年3月</td> </tr> <tr> <td>新木津用水路小牧久保一色工区その8工事</td> <td>令和7年7月 ～令和8年3月</td> </tr> <tr> <td>新木津用水路小牧岩崎工区その4工事</td> <td>令和6年7月 ～令和8年3月</td> </tr> <tr> <td>新木津用水路小牧東田中工区(その3)改修工事</td> <td>令和7年8月 ～令和9年5月</td> </tr> <tr> <td>新木津用水路小牧東田中工区(その6)改修工事</td> <td>令和7年8月 ～令和9年5月</td> </tr> <tr> <td>新木津用水路春日井上田楽工区(その1-1)改修工事</td> <td>令和6年8月 ～令和8年3月</td> </tr> <tr> <td>新木津用水路春日井兵田岩野工区(その2)改修工事</td> <td>令和7年7月 ～令和9年5月</td> </tr> <tr> <td>新木津用水路春日井高山工区(その2)改修工事</td> <td>令和5年8月 ～令和8年5月</td> </tr> </tbody> </table>	工 事 名	施工(予定)時期	新木津用水路小牧久保一色工区その2工事	令和7年7月 ～令和8年3月	新木津用水路小牧久保一色工区その4工事	令和7年7月 ～令和8年3月	新木津用水路小牧久保一色工区その8工事	令和7年7月 ～令和8年3月	新木津用水路小牧岩崎工区その4工事	令和6年7月 ～令和8年3月	新木津用水路小牧東田中工区(その3)改修工事	令和7年8月 ～令和9年5月	新木津用水路小牧東田中工区(その6)改修工事	令和7年8月 ～令和9年5月	新木津用水路春日井上田楽工区(その1-1)改修工事	令和6年8月 ～令和8年3月	新木津用水路春日井兵田岩野工区(その2)改修工事	令和7年7月 ～令和9年5月	新木津用水路春日井高山工区(その2)改修工事	令和5年8月 ～令和8年5月
工 事 名	施工(予定)時期																				
新木津用水路小牧久保一色工区その2工事	令和7年7月 ～令和8年3月																				
新木津用水路小牧久保一色工区その4工事	令和7年7月 ～令和8年3月																				
新木津用水路小牧久保一色工区その8工事	令和7年7月 ～令和8年3月																				
新木津用水路小牧岩崎工区その4工事	令和6年7月 ～令和8年3月																				
新木津用水路小牧東田中工区(その3)改修工事	令和7年8月 ～令和9年5月																				
新木津用水路小牧東田中工区(その6)改修工事	令和7年8月 ～令和9年5月																				
新木津用水路春日井上田楽工区(その1-1)改修工事	令和6年8月 ～令和8年3月																				
新木津用水路春日井兵田岩野工区(その2)改修工事	令和7年7月 ～令和9年5月																				
新木津用水路春日井高山工区(その2)改修工事	令和5年8月 ～令和8年5月																				
3. 第三者に対する措置																					
(1) 騒音及び振動対策	<p>1) 騒音及び振動の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 また、住民からの苦情等があった場合は、内容をよく聞き取るとともに、速やかに監督職員に報告し、その対応について協議しなければならない。</p> <p>2) 本工事の施工に当たっては、騒音及び振動を防止するため家屋が近接する箇所において、次による対策工法を想定している。 なお、工事実施に当たっては、監督職員と協議の上、施工しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>対 策 工 法</th> <th>備考(作業時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート取壊し</td> <td>圧砕工法</td> <td>8時～17時</td> </tr> <tr> <td>舗装版破碎</td> <td>圧砕工法</td> <td>8時～17時</td> </tr> <tr> <td>鋼矢板圧入</td> <td>硬質地盤クリア工法</td> <td>8時～17時</td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 各種重機械による作業に際し、特に地域の環境規制基準に抵触する恐れのある作業については、事前に振動及び騒音の計測を行うものとし、工法等、変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>4) 既設構造物等の取壊し、掘削、積込及び重機走行等、通常の作業を行う場合も騒音及び振動の発生防止に努めるとともに、特に対策を必要とする場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	工 種	対 策 工 法	備考(作業時間)	コンクリート取壊し	圧砕工法	8時～17時	舗装版破碎	圧砕工法	8時～17時	鋼矢板圧入	硬質地盤クリア工法	8時～17時								
工 種	対 策 工 法	備考(作業時間)																			
コンクリート取壊し	圧砕工法	8時～17時																			
舗装版破碎	圧砕工法	8時～17時																			
鋼矢板圧入	硬質地盤クリア工法	8時～17時																			

項 目	内 容																																																		
(2) 構造物切断工に伴う汚濁水処理	コンクリート及び舗装切断時に発生する排水（汚泥）は、直接現場外に排水することなく、工業用掃除機等により回収し、産業廃棄物として適正に処理しなければならない。																																																		
(3) 濁水処理対策	汚濁水を直接下流に流さないよう、十分注意して施工しなければならない。 なお、流末処理施設（汚濁防止施設等）等が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。																																																		
(4) 防塵対策	防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 なお、現地状況等により、追加の対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。																																																		
(5) 保安対策	<p>1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。</p> <p>2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、<u>所轄警察署との打合せの結果、県道179号に影響のある規制時は、1級又は2級の交通誘導検定合格警備員を1名以上配置し、一時的に県道179号の通行を停止させて工事用車両を搬出入する際は、交通誘導警備員を1名追加すること。道路管理者及び所轄警察署等との打合せにより、交通誘導警備員の人員配置等の変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="459 1025 1356 1662"> <thead> <tr> <th>配置場所</th> <th>交通誘導警備員*</th> <th>編成</th> <th>昼夜別</th> <th>交代要員の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設道路出入口 (資材等搬入搬出時)</td> <td>1名/日</td> <td>1名</td> <td>昼間</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>到達立坑側仮設ヤード出入口 (資材等搬入搬出時)</td> <td>1名/日</td> <td>1名</td> <td>昼間</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>水路内進入路出入口 (資材等搬入搬出時)</td> <td>1名/日</td> <td>1名</td> <td>昼間</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>上流左岸側道路使用時 (通行規制時)</td> <td>1名/日</td> <td>1名</td> <td>昼間</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>下流右岸側道路使用時 (通行規制時)</td> <td>2名/日</td> <td>2名</td> <td>昼間</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>下流左岸側道路使用時 (通行規制時)</td> <td>1名/日</td> <td>1名</td> <td>昼間</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>楽田天神仮置場 (土砂搬入搬出時)</td> <td>1名/日</td> <td>1名</td> <td>昼間</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td><u>上田楽仮置場 (土砂搬入搬出時)</u></td> <td><u>1名/日</u></td> <td><u>1名</u></td> <td><u>昼間</u></td> <td><u>無</u></td> </tr> <tr> <td><u>田楽町仮置場 (土砂搬入搬出時)</u></td> <td><u>1名/日</u></td> <td><u>1名</u></td> <td><u>昼間</u></td> <td><u>無</u></td> </tr> </tbody> </table>	配置場所	交通誘導警備員*	編成	昼夜別	交代要員の有無	仮設道路出入口 (資材等搬入搬出時)	1名/日	1名	昼間	無	到達立坑側仮設ヤード出入口 (資材等搬入搬出時)	1名/日	1名	昼間	無	水路内進入路出入口 (資材等搬入搬出時)	1名/日	1名	昼間	無	上流左岸側道路使用時 (通行規制時)	1名/日	1名	昼間	無	下流右岸側道路使用時 (通行規制時)	2名/日	2名	昼間	無	下流左岸側道路使用時 (通行規制時)	1名/日	1名	昼間	無	楽田天神仮置場 (土砂搬入搬出時)	1名/日	1名	昼間	無	<u>上田楽仮置場 (土砂搬入搬出時)</u>	<u>1名/日</u>	<u>1名</u>	<u>昼間</u>	<u>無</u>	<u>田楽町仮置場 (土砂搬入搬出時)</u>	<u>1名/日</u>	<u>1名</u>	<u>昼間</u>	<u>無</u>
配置場所	交通誘導警備員*	編成	昼夜別	交代要員の有無																																															
仮設道路出入口 (資材等搬入搬出時)	1名/日	1名	昼間	無																																															
到達立坑側仮設ヤード出入口 (資材等搬入搬出時)	1名/日	1名	昼間	無																																															
水路内進入路出入口 (資材等搬入搬出時)	1名/日	1名	昼間	無																																															
上流左岸側道路使用時 (通行規制時)	1名/日	1名	昼間	無																																															
下流右岸側道路使用時 (通行規制時)	2名/日	2名	昼間	無																																															
下流左岸側道路使用時 (通行規制時)	1名/日	1名	昼間	無																																															
楽田天神仮置場 (土砂搬入搬出時)	1名/日	1名	昼間	無																																															
<u>上田楽仮置場 (土砂搬入搬出時)</u>	<u>1名/日</u>	<u>1名</u>	<u>昼間</u>	<u>無</u>																																															
<u>田楽町仮置場 (土砂搬入搬出時)</u>	<u>1名/日</u>	<u>1名</u>	<u>昼間</u>	<u>無</u>																																															
(6) 交通対策	<p>1) 水路沿いの上流右岸市道について、仮設道路設置～撤去までの期間、通行止めにするを想定している。</p> <p>2) 水路沿いの上流左岸市道について、鋼矢板打設時は通行止めを想定している。</p> <p>3) 水路沿いの下流右岸市道について、鋼矢板打設時は片側交互通行を想定している。</p> <p>4) 水路沿いの下流左岸市道について、フェンス撤去・鋼矢板打設等、市道上で行う作業時は通行止めを想定している。</p> <p>5) 道路管理者及び所轄警察署等との協議・調整により、この計画を変更する場合がある。</p> <p>6) 上記1)～4)により難しい場合は監督職員と協議するものとする。</p>																																																		

項 目	内 容																		
4. ゴミ処理対策	本工事区域内に投棄ゴミ及びゴミ混入土砂の堆積が確認された場合は、その処分方法について監督職員と協議するものとする。																		
5. 環境配慮対策	工事現場内で、逃げ遅れた魚等の生物を発見した場合は、直ちに捕獲して現場外へ解放するものとする。 ただし、特定外来生物は、殺処分を行い適正に処分するものとする。																		
第5章 指定仮設																			
1. 一般事項	本工事における指定仮設は、設計図面に示すとおりである。 なお、指定仮設の変更が必要となった場合、受注者は設計図書等を監督職員に提出し協議するものとする。																		
2. 仮設道路	現況道路を仮設道路として利用する区間については、使用前に現状を把握・確認するとともに、善良な使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																		
3. 水替工	<u>本工区の下流側から常時流入する排水は、下流側仮締切工の下流部に工事用水中ポンプφ50mm×1台を配置して水路内を流下させるものとする。</u> <u>また、大雨時（非常時）の現場内排水を目的として、上流側仮締切工の上流部に工事用水中ポンプφ200mm×1台及びφ150mm×1台を、発進立坑部に工事用水中ポンプφ150mm×1台を配置し、大雨時に稼働させ、隣接する杲洞寺分水に仮廻すものとし、監督職員に稼働実績を報告するものとする。</u> <u>なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</u>																		
4. 土取場、建設発生土受入地	1) 土取場は、設計図面に示す箇所とし、その名称及び採取予定量は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在</th> <th>採取予定量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>楽田天神仮置場</td> <td>犬山市楽田天神2丁目23、24</td> <td>518m³</td> </tr> <tr> <td>上田楽仮置場</td> <td>春日井市上田楽町西島267-1</td> <td>928m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、本土取場の土代金及び補償費は、無償とする。</p> 2) 建設発生土受入地は、設計図面に示す箇所とし、その名称及び搬出予定量は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在</th> <th>搬出予定量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>楽田天神仮置場</td> <td>犬山市楽田天神2丁目23、24</td> <td>421m³</td> </tr> <tr> <td>田楽町仮置場</td> <td>春日井市田楽町地内</td> <td>1,577m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、本受入地以外の受入地を追加する場合は、その名称及び搬出予定量等を指示するものとする。</p>	名 称	所 在	採取予定量	楽田天神仮置場	犬山市楽田天神2丁目23、24	518m ³	上田楽仮置場	春日井市上田楽町西島267-1	928m ³	名 称	所 在	搬出予定量	楽田天神仮置場	犬山市楽田天神2丁目23、24	421m ³	田楽町仮置場	春日井市田楽町地内	1,577m ³
名 称	所 在	採取予定量																	
楽田天神仮置場	犬山市楽田天神2丁目23、24	518m ³																	
上田楽仮置場	春日井市上田楽町西島267-1	928m ³																	
名 称	所 在	搬出予定量																	
楽田天神仮置場	犬山市楽田天神2丁目23、24	421m ³																	
田楽町仮置場	春日井市田楽町地内	1,577m ³																	
5. 金属類受入地	本工事で撤去する金属類の受入地は、設計図面に示すとおり確保しており、その名称及び搬出予定金属類は次のとおりとする。 なお、金属類は受入地に搬出する前に重量を量り、その結果を工事現場発生材報告書と併せて監督職員に報告するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在</th> <th>搬出予定金属類</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小牧下末仮置場</td> <td>小牧市下末地内</td> <td>フェンス類等</td> <td>撤去物</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在	搬出予定金属類	摘要	小牧下末仮置場	小牧市下末地内	フェンス類等	撤去物										
名 称	所 在	搬出予定金属類	摘要																
小牧下末仮置場	小牧市下末地内	フェンス類等	撤去物																
6. 仮廻し水路	(削除)																		
7. 仮設排水路	水替工の処理能力を超える排水については、現場内を流下させる計画であり、仮締切内に仮設排水路として高密度ポリエチレン管を設置するものとする。																		
8. 土留工	設計図面にに基づき自立式鋼矢板土留工を施工するものとする。 施工は、油圧圧入工法（硬質地盤）によるものとしているが、地質その他施工																		

項 目	内 容																				
9. 開削シールド工法	<p>条件により、変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>立坑の構造については、土質条件、荷重条件に基づく強度計算、施工方法を検討の上、構造図を提出し監督職員の承認を得なければならない。</p> <p>なお、立坑の現地条件により土留工の追加等構造を変更する必要がある場合は、監督職員と協議のうえ対応するものとする。</p>																				
第6章 工事用地等 1. 発注者が確保している用地 2. 工事用地等以外で受注者が確保する用地 3. 境界杭等	<p>発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要となる用地（以下「工事用地等」という。）は、設計図面に示すとおりである。</p> <p>前項1以外で、受注者が確保する用地は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、受注者が確保した用地の使用と返還においては、監督職員が別途指示する「工事施工に伴う土地の使用基準」の考え方を踏まえ、適切に処理するものとする。</p> <p>既存境界杭等が工事の施工に支障となる場合は、監督職員と打合せするものとし、境界杭を撤去した場合においては、工事完了後復旧した上で、関係者の了解を得るものとする。</p> <p>また、新たに境界杭を設置する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。</p>																				
第7章 貸与設備等 1. 貸与品	<p>貸与品は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="499 1093 1366 1227"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高密度ポリエチレン管</td> <td>ダブル構造, φ1350</td> <td>m</td> <td>24.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高密度ポリエチレン管</td> <td>φ1350, 90° 曲管</td> <td>個</td> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高密度ポリエチレン管継手</td> <td>φ1350</td> <td>個</td> <td>5</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 引渡し場所 愛知県小牧市下末地内（下末仮置場）</p> <p>3. 引渡し時期 監督職員と打合せのうえ決定するものとする。</p> <p>4. 引渡し方法 引渡し及び引渡し場所から工事現場までの運搬は、受注者の責任において行うものとする。</p>	品 名	規 格	単 位	数 量	備 考	高密度ポリエチレン管	ダブル構造, φ1350	m	24.0		高密度ポリエチレン管	φ1350, 90° 曲管	個	(削除)		高密度ポリエチレン管継手	φ1350	個	5	
品 名	規 格	単 位	数 量	備 考																	
高密度ポリエチレン管	ダブル構造, φ1350	m	24.0																		
高密度ポリエチレン管	φ1350, 90° 曲管	個	(削除)																		
高密度ポリエチレン管継手	φ1350	個	5																		
第8章 工事用電力	<p>工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の責任において準備しなければならない。</p>																				
第9章 工事用材料 1. 規格及び品質	<p>本工事で、使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。</p> <p>1) 鋼 材 鉄筋(異形棒鋼) JIS G 3112 (SD295) 鋼矢板 JIS A 5528</p> <p>2) プレキャストコンクリート二次製品 プレキャストU形水路 農業土木事業協会に準拠する。</p> <p>3) コンクリート コンクリートは、レディミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。</p>																				

項 目	内 容																		
	種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類による記号	使用目的												
2. 見本又は資料提出	無筋コンクリート	18	8	25又は20	65以下	N・BB	仮設工												
	4) 目地及び止水材料																		
	製品	材 質		仕 様		備 考													
	シール材	ポリウレタン系		常温注入式															
	止水材	ブチルゴム製		20mm×10mm×15mm		反応接着型													
	5) 雑資材																		
	耐候性大型土のう袋 1 t																		
	主要資材及び次に示す工事用材料は、使用前にカタログ、試験成績書等を監督職員に提出し、承諾を得るものとする。 なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>提 出 物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生コンクリート</td> <td>配合計画書</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>試験成績書</td> </tr> <tr> <td>鋼材類</td> <td>試験成績書</td> </tr> <tr> <td>コンクリート二次製品</td> <td>承認図、構造計算書、試験成績書</td> </tr> <tr> <td>目地材</td> <td>カタログ、試験成績書</td> </tr> </tbody> </table>							材 料 名	提 出 物	生コンクリート	配合計画書	鉄筋	試験成績書	鋼材類	試験成績書	コンクリート二次製品	承認図、構造計算書、試験成績書	目地材	カタログ、試験成績書
	材 料 名	提 出 物																	
生コンクリート	配合計画書																		
鉄筋	試験成績書																		
鋼材類	試験成績書																		
コンクリート二次製品	承認図、構造計算書、試験成績書																		
目地材	カタログ、試験成績書																		
3. 監督職員の検査又は試験	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。 ただし、監督職員の承諾を得た場合は、写真撮影等によりこれに代えることができる。 なお、その他の材料は受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員から請求があった場合は、これに応じなければならない。																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>検 査・試 験 項 目</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄鋼材類</td> <td>外観、形状、寸法</td> <td>現場搬入時</td> </tr> <tr> <td>コンクリート二次製品</td> <td>外観、形状、寸法</td> <td>現場搬入時</td> </tr> <tr> <td>生コンクリート</td> <td>スランプ、圧縮試験、空気量、塩化物含有量</td> <td>現場搬入時又はプラント</td> </tr> </tbody> </table>							材 料 名	検 査・試 験 項 目	備 考	鉄鋼材類	外観、形状、寸法	現場搬入時	コンクリート二次製品	外観、形状、寸法	現場搬入時	生コンクリート	スランプ、圧縮試験、空気量、塩化物含有量	現場搬入時又はプラント
	材 料 名	検 査・試 験 項 目	備 考																
	鉄鋼材類	外観、形状、寸法	現場搬入時																
	コンクリート二次製品	外観、形状、寸法	現場搬入時																
	生コンクリート	スランプ、圧縮試験、空気量、塩化物含有量	現場搬入時又はプラント																
	第10章 施 工																		
	1. 一般事項																		
	(1) 基準点																		
	1) 本工事の基準点は、設計図書に示す(削除)基Ⅲ-14(EL=30.922m)又は基Ⅲ-15(EL=30.929m)を使用しなければならない。 なお、基準点等の位置データは、測地成果2000に対応したものである。																		
2) 基準点及び境界杭等は、施工中に損傷しないように留意するとともに、移動の必要が生じた場合は、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。																			
(2) 検測又は確認(施工段階確認)																			
1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。 ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。																			
2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合は、これに応じなければならない。																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>確 認 内 容</th> <th>確 認 時 期・頻 度</th> <th>遠 隔 確 認 対 象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プレキャストU形水路</td> <td>基準高さ</td> <td>初期施工段階で1箇所</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>							工 種	確 認 内 容	確 認 時 期・頻 度	遠 隔 確 認 対 象	プレキャストU形水路	基準高さ	初期施工段階で1箇所	○					
工 種	確 認 内 容	確 認 時 期・頻 度	遠 隔 確 認 対 象																
プレキャストU形水路	基準高さ	初期施工段階で1箇所	○																
(3) 中間技術検査																			
1) 発注者から監督職員を通じて中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。																			
2) 中間技術検査を受ける場合は、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及																			

項 目	内 容																														
<p>2. 建設資材廃棄物等の搬出</p>	<p>び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>3) 契約図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。</p> <p>4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。</p> <p>5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>なお、下表に記載されていない建設資材廃棄物が本現場内で発生した場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="496 633 1465 1014"> <thead> <tr> <th>建設資材廃棄物</th> <th>処理施設名</th> <th>住 所</th> <th>受入時間</th> <th>事業区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無筋コンクリート塊</td> <td>春是産業株式会社 リサイクル工場</td> <td>愛知県犬山市 字佐ヶ瀬6-1</td> <td>8:00～ 16:30</td> <td>再資源化施設業者</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート塊</td> <td>春是産業株式会社 リサイクル工場</td> <td>愛知県犬山市 字佐ヶ瀬6-1</td> <td>8:00～ 16:30</td> <td>再資源化施設業者</td> </tr> <tr> <td>アスファルト塊</td> <td>春是産業株式会社 リサイクル工場</td> <td>愛知県犬山市 字佐ヶ瀬6-1</td> <td>8:00～ 16:30</td> <td>再資源化施設業者</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック</td> <td>株式会社エイセイ 弥富事業所</td> <td>愛知県弥富市 鍋田町六野36-1</td> <td>8:00～ 16:30</td> <td>再資源化施設業者</td> </tr> <tr> <td>汚泥</td> <td>サンコーリサイクル株式会社</td> <td>愛知県東海市浅山 3-190</td> <td>8:00～ 17:00</td> <td>再資源化施設業者</td> </tr> </tbody> </table>	建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分	無筋コンクリート塊	春是産業株式会社 リサイクル工場	愛知県犬山市 字佐ヶ瀬6-1	8:00～ 16:30	再資源化施設業者	鉄筋コンクリート塊	春是産業株式会社 リサイクル工場	愛知県犬山市 字佐ヶ瀬6-1	8:00～ 16:30	再資源化施設業者	アスファルト塊	春是産業株式会社 リサイクル工場	愛知県犬山市 字佐ヶ瀬6-1	8:00～ 16:30	再資源化施設業者	廃プラスチック	株式会社エイセイ 弥富事業所	愛知県弥富市 鍋田町六野36-1	8:00～ 16:30	再資源化施設業者	汚泥	サンコーリサイクル株式会社	愛知県東海市浅山 3-190	8:00～ 17:00	再資源化施設業者
建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分																											
無筋コンクリート塊	春是産業株式会社 リサイクル工場	愛知県犬山市 字佐ヶ瀬6-1	8:00～ 16:30	再資源化施設業者																											
鉄筋コンクリート塊	春是産業株式会社 リサイクル工場	愛知県犬山市 字佐ヶ瀬6-1	8:00～ 16:30	再資源化施設業者																											
アスファルト塊	春是産業株式会社 リサイクル工場	愛知県犬山市 字佐ヶ瀬6-1	8:00～ 16:30	再資源化施設業者																											
廃プラスチック	株式会社エイセイ 弥富事業所	愛知県弥富市 鍋田町六野36-1	8:00～ 16:30	再資源化施設業者																											
汚泥	サンコーリサイクル株式会社	愛知県東海市浅山 3-190	8:00～ 17:00	再資源化施設業者																											
<p>3. 特定建設資材の分別解体等</p>	<p>本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="496 1122 1358 1541"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分解解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①仮設</td> <td>仮設工事 ■有 □無</td> <td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>②土工</td> <td>土工事 ■有 □無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>③基礎工</td> <td>基礎工事 ■有 □無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>④本体構造</td> <td>本体構造の工事 ■有 □無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>⑤本体付属品</td> <td>本体付属品の工事 ■有 □無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>⑥その他 (構造物撤去工)</td> <td>その他の工事 ■有 □無</td> <td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ■が該当部分である。</p>	工 程	作業内容	分解解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	③基礎工	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑥その他 (構造物撤去工)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用									
工 程	作業内容	分解解体等の方法																													
①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																													
②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																													
③基礎工	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																													
④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																													
⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																													
⑥その他 (構造物撤去工)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																													
<p>4. 土 工 (1) 掘削</p>	<p>1) 掘削土は、埋戻し及び盛土に流用するもののほか全て土砂仮置場へ搬出しなければならない。</p> <p>2) 掘削に当たっては、過掘のないように留意して施工するものとする。 なお、過掘となった場合は良質土を用いて(2)に準じて埋め戻さなければならない。</p> <p>3) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。</p> <p>4) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。</p> <p>5) 共同溝近接部は、<u>図面に示す区間について人力で丁寧掘削し、良質土で埋め戻さなければならない。</u></p>																														

項 目	内 容								
(2) 埋戻及び盛土	<p>1) 埋戻及び盛土の材料は、掘削により発生する良質土を流用するものとし、腐植土及び草木を含む表土は流用してはならない。 なお、掘削土が埋戻及び盛土の材料として適さないと判断した場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 埋戻及び盛土は、一層の仕上り厚さが30cm程度となるようまき出し、締固め度85%以上となるよう締固めなければならない。</p> <p>3) コンクリート構造物の上部30cmまでの盛土は、構造物に損傷を与えないよう人力（振動コンパクタ等）により、締固めなければならない。</p> <p>4) コンクリート構造物の上部30cmから60cmまでの盛土は、構造物に損傷を与えないよう1.1t以下の締固め機械（ハンドガイド式振動ローラ等）により、締固めなければならない。</p> <p>5) コンクリート構造物の周辺50cmまでは、構造物に損傷を与えないよう人力（振動コンパクタ等）により締固めなければならない。</p> <p>6) コンクリート構造物の周辺50cmより外側及び上部60cmより上側は、構造物に損傷を与えないよう15t以下の締固め機械（振動ローラ・ブルドーザ等）により、締固めなければならない。</p>								
5. コンクリート構造物基礎工	<p>1) コンクリート構造物における基礎地盤の支持力は、下表に示すとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="478 880 1299 947"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>位 置</th> <th>支持力</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水路工</td> <td>プレキャストU形水路</td> <td>48.3kN/m²</td> <td>観音堂橋</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 基礎工の施工に当たっては、施工前の基礎地盤の支持力を平板載荷試験により、上表の1箇所を確認し監督職員に報告するものとする。 なお、試験場所については、監督職員の指示する場所とし、基礎地盤の支持力が上表に満たない場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	工 種	位 置	支持力	備 考	水路工	プレキャストU形水路	48.3kN/m ²	観音堂橋
工 種	位 置	支持力	備 考						
水路工	プレキャストU形水路	48.3kN/m ²	観音堂橋						
6. 既設構造物取壊し	<p>1) 既設構造物の取壊しは、設計図書のとおり想定しているが、異なる場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) コンクリート及びアスファルト舗装等切断時に発生する排水及び粉塵は、吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物（汚泥）として適切に処理するものとする。 また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを監督職員に提出するものとする。</p>								
7. 二次製品据付工	<p>1) プレキャストU形水路の据付にあたっては、設計図のとおり、常に中心及び勾配に注意し誤差を生じないように1本毎に、中心線測量、水準測量を実施するものとする。 なお、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) プレキャストU形水路の仮組み後は、継手が正しく挿入されたことを確認しなければならない。接合不良が確認された場合は、再度、仮組みを行い、継手が正しく挿入されたことを確認した上で据付するものとする。</p> <p>3) プレキャストU形水路はトラッククレーン100t吊による据付を基本とする。 なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p>								
8. 開削シールド工法									
(1) 路面等沈下量測定	<p>開削シールド工法による影響を監視するため、周辺施設等で沈下測定を行うものとするが、詳細については、監督職員と協議のうえ実施するものとする。</p>								
(2) 特許	<p>1) 本施工は、次の特許を用いた工法を見込んでいる。 なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p>								

項 目	内 容
<p>第11章 施工管理</p> <p>1. 主任技術者等の資格</p> <p>2. 施工管理</p> <p>3. 工事写真における黒板情報の電子化について</p> <p>(1) 使用する機器・ソフトウェア</p> <p>(2) 機器等の導入</p> <p>(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い</p>	<p>特許 第3923973号 (オープンシールド機) 商標登録 第4952479号 (植村技研工業株式会社) 〒185-0032 東京都国分寺市日吉町2-30-7 Tel 042-577-0222(代表) FAX 042-571-1234</p> <p>2) 本特許の使用に係る特許権者との必要な手続きは受注者が行うものとし、その使用に関する一切の責任を負うものとする。</p> <p>3) 受注者は、工事契約から60日以内に本特許の使用に係る特許使用料を特許権者に支払うものとする。 なお、受注者はその証明として特許実施許諾書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4) 受注者は、本水路の施工に必要な技術資料 (施工マニュアル等) の最新版データをオープンシールド協会の管理するインターネットサイト (https://www.open-shield.com) から入手し、施工方法等を確認し、具体的な実施方法について、施工計画書に記載するものとする。 なお、疑義が有る場合には、遅延なくオープンシールド協会事務局に問合せを行い、疑義を解決した後、工事に着手しなければならない。</p> <p>主任技術者又は監理技術者の資格は入札公告による。</p> <p>本工事の施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとし、同基準に定めのない追加の項目とその管理基準等については、監督職員と打合せするものとする。</p> <p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。</p> <p>受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。</p> <p>1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。</p> <p>2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。</p> <p>2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。</p>

項 目	内 容
	3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。
(4) 写真の納品	<p>受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。</p> <p>なお、受注者は納品時にURL (https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p>
(5) 費用	機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。
4. 工事現場等における遠隔確認について	<p>1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認(以下「遠隔確認」という)を行う工事である。</p> <p>2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。</p> <p>3) 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teamsである。</p> <p>4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。</p>
第12章 情報化施工技術の活用について	(削除)
第13章 条件変更の補足説明	<p>本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に関する主な事項は、次のとおりである。</p> <p>1) 土質・地質に著しい相違があった場合</p> <p>2) 過失によらない湧水の著しい発生があった場合</p> <p>3) 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現があった場合</p> <p>4) 第三者の協議結果に伴って変更が生じた場合</p> <p>5) 石綿含有材又は石綿含有の恐れがある資材を発見した場合</p> <p>6) 遠隔確認の試行を行う場合</p> <p>7) その他、本仕様書に定めのないもの</p>
第14章 その他 1. 契約後VE提案	<p>1) 定義</p> <p>「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。</p> <p>2) VE提案の意義及び範囲</p> <p>① VE提案の範囲は、設計図書に定めている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとする。</p> <p>② ただし、次の提案はVE提案の範囲に含めないものとする。</p> <p>ア) 施工方法等を除く、工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案</p> <p>イ) 工事請負契約書第18条(条件変更等)に基づき条件変更が確認された後の提案</p>

項 目	内 容
2. 電子納品	<p>ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案</p> <p>3) VE提案書の提出</p> <p>①受注者は、2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書様式6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>ア) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由</p> <p>イ) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）</p> <p>ウ) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠</p> <p>エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係</p> <p>オ) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項</p> <p>カ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項</p> <p>②発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図面その他の書類の提出を受注者に求めることができる。</p> <p>③受注者は、VE提案を契約締結の日より原則として当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。</p> <p>④VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。</p> <p>4) VE提案の採否等</p> <p>①発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書 様式6-5）により通知するものとする。</p> <p>ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。</p> <p>②また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。</p> <p>③VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。</p> <p>④発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。</p> <p>⑤発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。</p> <p>⑥前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。</p> <p>⑦VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。</p> <p>⑧発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑥のVE管理費については、変更しないものとする。</p> <p>5) VE提案書の使用</p> <p>発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、その内容を無償で使用する権利を有するものとする。</p> <p>6) 責任の所在</p> <p>発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。</p> <p>工事完成図書を共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出</p>

項 目	内 容
3. 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況	<p>しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-RもしくはDVD-R） 正副2部 ・ 工事完成図書の出力 1部 （電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） <p>工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、また地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができるものとする。</p>
4. 石綿ばく露防止対策の徹底	<p>本工事の施工にあたり、石綿含有資材又は石綿含有の恐れがある資材の使用状況を確認していないため、現場において発見した場合は、監督職員に報告し、調査及び撤去方法について協議するものとする。</p> <p>また、その撤去等に当たっては、「石綿障害予防規則」（平成18年厚生労働省令第21号）など関係法令を遵守するものとする。</p>
5. 配置予定監理技術者等の専任期間	<p>請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。</p> <p>なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。</p> <p>また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。</p> <p>なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。</p>
6. ワンデーレスポンス実施に関する事項	<p>「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。</p> <p>ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。</p> <p>なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日に回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日は除く。</p>
7. 工事の施工効率向上対策	<p>受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」を十分に理解の上、対応するものとする。</p> <p>1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）</p> <p>工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方を説明し、共有を図るものとする。</p> <p>なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>2) 工事円滑化会議（工程確認会議）</p> <p>工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。</p> <p>なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議に</p>

項 目	内 容									
<p>8. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について</p> <p>9. 現場環境の改善の試行</p>	<p>より定めるものとする。</p> <p>3) 設計変更確認会議 工事完成前に設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>4) 対策検討会議 工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに東海農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。 なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。</p> <p>5) 建設コンサルタントの出席 上記7. 1)、2)、3)及び4)の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。 なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。</p> <p>6) 打合せ内容の確認 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、相互に確認するものとする。</p> <p>次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。 また、購入費用及び輸送費等に要した費用については、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。</p> <table border="1" data-bbox="480 1442 1337 1541"> <thead> <tr> <th>資 材 名</th> <th>規 格</th> <th>調 達 地 域 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷鉄板</td> <td>t=22</td> <td>小牧市</td> </tr> <tr> <td>鋼矢板</td> <td>Ⅲ型</td> <td>小牧市</td> </tr> </tbody> </table> <p>本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。</p> <p>1) 内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 洋式（洋風）便器 イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） ウ 臭い逆流防止機能 エ 容易に開かない施錠機能 オ 照明設備 	資 材 名	規 格	調 達 地 域 等	敷鉄板	t=22	小牧市	鋼矢板	Ⅲ型	小牧市
資 材 名	規 格	調 達 地 域 等								
敷鉄板	t=22	小牧市								
鋼矢板	Ⅲ型	小牧市								

項 目	内 容							
10. 現場環境改善費	<p>カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）</p> <p>【付属品として備えるもの】</p> <p>キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示</p> <p>ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫</p> <p>ケ サニタリーボックス</p> <p>コ 鏡と手洗器</p> <p>サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品</p> <p>【推奨する仕様、付属品】</p> <p>シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）</p> <p>ス 擬音装置（機能を含む）</p> <p>セ 着替え台</p> <p>ソ 臭気対策機能の多重化</p> <p>タ 室内温度の調整が可能な設備</p> <p>チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）</p> <p>2) 快適トイレに要する費用</p> <p>快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。</p> <p>受注者は、上記1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。</p> <p>なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）までとする。</p> <p>また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。</p> <p>3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。</p>							
	<p>1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。</p> <p>ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。</p> <p>3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="501 1603 1465 2063"> <thead> <tr> <th data-bbox="501 1603 683 1639">計上項目</th> <th data-bbox="683 1603 1465 1639">実施する内容（率計上分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="501 1639 683 1827">仮設備関係</td> <td data-bbox="683 1639 1465 1827"> ①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1827 683 1984">営繕関係</td> <td data-bbox="683 1827 1465 1984"> ①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1984 683 2063">安全関係</td> <td data-bbox="683 1984 1465 2063"> ①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報機等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策 </td> </tr> </tbody> </table>	計上項目	実施する内容（率計上分）	仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減	営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係
計上項目	実施する内容（率計上分）							
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減							
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等							
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報機等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策							

項 目	内 容		
11. 週休2日による施工	<table border="1" data-bbox="501 192 1465 472"> <tr> <td data-bbox="501 192 683 472">地域連携</td> <td data-bbox="683 192 1465 472"> ①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献 </td> </tr> </table> <p>1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</p> <p>② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。</p> <p>③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。</p> <p>① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。</p> <p>② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。</p> <p>③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。</p> <p>④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。</p> <p>⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。</p> <p>4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。</p> <p>5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。</p> <p>①補正係数</p>	地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献		

項 目	内 容							
	4週8休以上 (現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)							
労務費		1.02						
機械経費(賃料)		1.02						
共通仮設費(率分)		1.02						
現場管理費(率分)		1.05						
12. 週休2日制の促進	②補正方法							
	<p>当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①の補正係数による補正を行わずに減額変更する。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領(模範例)の制定について」(平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知別紙8(事業(務)所長用)に示す「7.法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。</p>							
	6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。							
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th data-bbox="488 884 858 943">名称</th> <th data-bbox="858 884 970 943">区分</th> <th data-bbox="970 884 1257 943">補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="488 943 858 981">構造物とりこわし工</td> <td data-bbox="858 943 970 981">機械</td> <td data-bbox="970 943 1257 981">1.02</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区分	補正係数	構造物とりこわし工	機械	1.02	
	名称	区分	補正係数					
	構造物とりこわし工	機械	1.02					
	<p>1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書(以下「履行実績取組証明書」という。)の発行を行う工事である。</p>							
	<p>2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。</p>							
	<p>① 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。</p>							
	<p>○監督職員用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【働き方改革】</p> <p><input type="checkbox"/> 月単位の週休2日(4週8休以上)の確保に向けた企業の取組が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。</p> </div>							
<p>② 現場閉所による月単位の週休2日相当(4週8休以上)が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況(Ⅱ工程管理)」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。</p>								
<p>○監督職員用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><input type="checkbox"/> 休日の確保を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> その他[理由:現場閉所により月単位の週休2日(4週8休以上)の確保を行った。]</p> </div>								
<p>○事業(務)所長用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取組が見られた。</p> </div>								

項 目	内 容
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">□その他 [理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。]</div> <p>③ 現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点評価する。</p> <p>○事業（務）所長</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">□その他 [理由：現場閉所による月単位週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]</div> <p>3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。</p>
13. 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について	<p>1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払いに伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。</p> <p>2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。</p>
14. 熱中症対策に資する現場管理費の補正	<p>1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。</p> <p>2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>①真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。</p> <p>②工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>③真夏日率 以下の式により算出された率をいう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: fit-content;">真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期</div> <p>3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。</p> <p>4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上観測所の気温又は環境省を公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。ただし、これにより難しい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。</p> <p>5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。</p> <p>6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: fit-content;">補正値（%） = 真夏日率 × 補正係数※</div> <p>※補正係数：1.2</p>
15. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について	<p>1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生</p>

項 目	内 容
	<p>じ、積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。</p> <p>営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。</p> <p>3) 受注者は、2)により発注者から示された割合を参考にして、当初契約締結後、前項で示された割合を参考にして発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>5) 受注者の責に帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。</p> <p>6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。</p>
<p>16. 1日未満で完了する作業の積算</p>	<p>1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。</p> <p>2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。</p> <p>3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。</p>
<p>17. 再生資源利用（促進）計画の現場掲示</p>	<p>1) 再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見</p>

項 目	内 容
18. 共通仮設費率分の適切な設計変更について	<p>やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>2) 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>3) 受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>4) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の現状状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。</p> <p>5) 建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「共通仕様書第1編1-1-22に規定している再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「上記4）再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>6) 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</p> <p>1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費</p> <p>2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。</p> <p>3) 受注者は、2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。</p> <p>4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。</p> <p>6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「4）の証明書</p>

項 目	内 容
<p>19. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について</p> <p>第15章 定めなき事項</p>	<p>類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。</p> <p>1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。</p> <p>2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加點評価する。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。</p> <p>○事業（務）所長</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【被災農林漁家の就労機会の確保】</p> <p><input type="checkbox"/> 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。</p> </div> <p>この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>

※下線部は変更箇所

令和7年度

新濃尾農地防災事業

新濃尾（二期）地区 新木津用水路小牧岩崎工区その8工事

工 事 数 量 表
【第1回変更】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
1. 土工					
(1)掘削工	一般区間				
掘削	礫質土及び砂質土, 楽田天神仮置場へ	式	1	1	
(2)掘削工	開削シールド区間				
掘進	礫質土及び砂質土, 楽田天神仮置場へ	m	22.0	0.0	
掘進	礫質土及び砂質土, 田楽町仮置場へ	m	0.000	22.0	
滑材及び裏込注入工		m	22.0	22.0	
機械器具損料		m	22.0	22.0	
掘進機材費		基	1	1	
置換	共同溝近接部	箇所	0.000	1	
(3)埋戻工	一般区間 (上流側)				
埋戻	上流側立坑内, 上田楽仮置場より	式	1	1	
(4)埋戻工	一般区間 (下流側)				
埋戻	下流側立坑内, 上田楽仮置場より	式	1	1	
(5)埋戻工	開削シールド部 (流動化処理土)				
流動化処理土		式	1	1	
目地	橋台部との境界, ゴム発泡体, t=10mm	m ²	0.000	58	
(6)整形仕上げ工	一般区間				
基面整正		m ²	265	290	
人力荒仕上げ		式	1	1	
(7)その他	開削シールド区間				
特許使用料		式	1	1	
2. 構造物撤去工					
(1)構造物撤去工					

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
水路コンクリート切断	t=25cm	m	56	15	
コンクリート構造物取壊し	機械施工, 無筋構造物	m ³	75	57	
コンクリート構造物取壊し	人力施工, 無筋構造物	m ³	0.000	22	
コンクリート構造物取壊し	機械施工, 有筋構造物	m ³	106	86	
舗装版切断	AS舗装, t=5cm	m	60	36	
舗装版破砕	AS舗装, t=5cm	m ²	261	93	
擬木撤去	再利用	m	29	0	
擬木撤去	再利用	m	0.000	91	
ネットフェンス撤去・運搬	H=1.0m, 既設(廃棄), 下末仮置場へ	m	58	86	
ネットフェンス撤去	H=1.5m, 過年度設置分, 再利用(支柱以外)	m	0.000	23	
ガードフェンス撤去	H=1.0m, 既設(再利用)	m	16	0.0	
ガードフェンス撤去	H=1.8m, 仮設(再利用)	m	0.000	17	
暫定取付工取壊し	下流側	箇所	1	1	
道路標識撤去	移設～復旧, 再利用	基	0.000	1	
殻運搬・処理	無筋コンクリート殻	m ³	107	110	
殻運搬・処理	鉄筋コンクリート殻	m ³	113	93	
殻運搬・処理	アスファルト殻	m ³	13	4.9	
殻処分	廃プラスチック	m ³	7.0	0.6	
殻運搬	廃プラスチック	式	1	1	
殻処分	汚泥	m ³	1.3	0.6	
殻運搬	汚泥	式	1	1	
3. 水路工					
(1)プレキャストU形水路工	クレーン据付				
均しコンクリート		m ³	0.000	2.7	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
基礎碎石		m ²	0.000	18	
プレキャストU形水路	B5800×H2750×L1000, T-25	m	2.0	0.0	
プレキャストU形水路	B5800×H2750×L1000, T-25	m	0.000	2.0	
サイドドレーン	暗渠排水材, 全透水型, 平面系, B300×t30	m	4.0	4.0	
吸出し防止材	t=10	m ²	1.4	1.4	
ウイプホール	φ 50,	箇所	0.000	4	
(2)プレキャストU形水路工	開削シールド区間				
プレキャストU形水路	B5800×H2750×L1000, T-25	m	23.0	23.0	
ウイプホール	φ 50,	箇所	0.000	46	
(3)目地モルタル工	プレキャストU形水路				
目地工		m	338.2	338.2	
モルタル工	縦連結部, 上下連結部	個	100	192	
止水板	反応接着型, ブチルゴム製, 15×30	m	0.000	577.1	
(4)空伏工	開削シールド区間				
空伏工	発進立坑部	m	0.5	0.0	
空伏工	発進立坑部	m	0.000	0.5	
空伏工	到達立坑部	m	0.5	0.5	
空伏工	到達立坑部	m	0.000	0.5	
4. 付帯工					
(1)暫定取付工	上流側				
コンクリート	18-8-25	m ³	0.000	36	
鉄筋金網	D10@250	m ²	0.000	144	
大型土のう	1:3モルタル詰め	m ³	0.000	12	
(2)暫定取付工	下流側				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
コンクリート	18-8-25	m ³	0.000	36	
鉄筋金網	D10@250	m ²	0.000	142	
大型土のう	1:3モルタル詰め	m ³	0.000	32	
(3)仮設フェンス	上流側				
仮設フェンス	H=1.8m, 再利用	m	0.000	17.0	
仮設フェンス	H=1.8m	m	0.000	52.0	
土のう		m ³	0.000	3.9	
(4)仮設フェンス	下流側				
仮設フェンス	H=1.8m	m	0.000	61.0	
土のう		m ³	0.000	1.6	
(5)仮設フェンス	歩道端部				
仮設フェンス	H=1.8m	m	0.000	8.8	
5. 道路復旧工					
(1)砂利舗装工					
敷砂利		m ²	0.000	91	
(2)安全施設工					
擬木復旧		m	0.000	91	
(3)標識工					
路側標識	移設～復旧, 再利用	基	0.000	1	
6. 仮設工					
(1)施工ヤード工	上流側, 開削シールド工法				
大型土のう	製作～設置, 上田楽仮置場より	袋	256	0	
大型土のう	製作～設置, 楽田天神仮置場より	袋	0.000	11	
大型土のう	撤去, 楽田天神仮置場へ	袋	256	0	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
大型土のう	撤去, 田楽町仮置場へ	袋	0.000	11	
土のう	設置～撤去	m ³	0.000	1.9	
盛土	設置(構造物周辺), 上田楽仮置場より	m ³	0.000	150	
盛土	撤去(構造物周辺), 田楽町仮置場へ	m ³	0.000	150	
盛土	設置(1.0m ≤ B < 2.5m), 上田楽仮置場より	m ³	0.000	110	
盛土	撤去(1.0m ≤ B < 2.5m), 田楽町仮置場へ	m ³	0.000	110	
盛土	設置(2.5m ≤ B < 4.0m), 上田楽仮置場より	m ³	0.000	96	
盛土	撤去(2.5m ≤ B < 4.0m), 田楽町仮置場へ	m ³	0.000	96	
敷鉄板	設置～賃料～撤去, t=22	m ²	134	0	
敷鉄板	設置～賃料～撤去, t=22	m ²	0.000	651	
高密度ポリエチレン管	設置, 官貸品, φ1350、ダブル構造	m	25.0	0.0	
高密度ポリエチレン管	φ1,000(ダブル構造) × 2連	m	0.000	28.0	
高密度ポリエチレン管	撤去, 官貸品, φ1350, ダブル構造	m	25.0	0.0	
高密度ポリエチレン管	撤去, φ1,000(ダブル構造) × 2連	m	0.000	28.0	
(2)施工ヤード工	下流側, 開削シールド工法				
大型土のう	製作～設置, 楽田天神仮置場より	袋	0.000	62	
大型土のう	撤去, 田楽町仮置場へ	袋	0.000	62	
土のう	設置～撤去	m ³	0.000	3.1	
盛土	設置(構造物周辺), 上田楽仮置場より	m ³	0.000	150	
盛土	撤去(構造物周辺), 田楽町仮置場へ	m ³	0.000	150	
盛土	設置(1.0m ≤ B < 2.5m), 上田楽仮置場より	m ³	0.000	17	
盛土	撤去(1.0m ≤ B < 2.5m), 田楽町仮置場へ	m ³	0.000	17	
盛土	設置(B ≥ 4.0m), 上田楽仮置場より	m ³	0.000	420	
盛土	撤去(B ≥ 4.0m), 田楽町仮置場へ	m ³	0.000	420	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
敷砂利	段差解消	m ²	0.000	108	
敷鉄板	設置～賃料～撤去, t=22	m ²	0.000	283	
高密度ポリエチレン管	設置, 官貸品, φ1350、ダブル構造	m	0.000	24.0	
高密度ポリエチレン管	撤去, 官貸品, φ1350、ダブル構造	m	0.000	24.0	
(3)法面保護工	観音堂橋直上下流				
大型土のう	製作～設置, 楽田天神仮置場より	袋	0.000	26	
大型土のう	撤去, 田楽町仮置場へ	袋	0.000	26	
(4)水止め工	下流側				
大型土のう	製作～設置, 楽田天神仮置場より	袋	0.000	8	
大型土のう	撤去, 田楽町仮置場へ	袋	0.000	8	
土のう	設置～撤去	m ³	0.000	0.6	
(5)排水ポンプ工					
排水ポンプ	設置～運転～撤去 φ150	箇所	1	0	
排水ポンプ	上流部, 設置～運転～撤去, φ150・φ200	箇所	0.000	1	
排水ポンプ	施工区間, 設置～運転～撤去, φ150	箇所	0.000	1	
排水ポンプ	下流, 設置～運転～撤去, φ50	箇所	0.000	1	
サクシオンホース		m	120.0	0.0	
サクシオンホース	設置・撤去, φ150	m	0.000	80.0	
サクシオンホース	損料, φ200	m	0.000	10.0	
サクシオンホース	損料, φ150	m	0.000	80.0	
(6)電力設備工					
受電設備		式	1	0	
受電設備	2か所 (上流、施工区間)	式	0.000	1	
分電設備		式	1	0	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
分電設備	3か所（上流、施工区間、 下流水止め）	式	0.000	1	
配電設備		式	0.000	1	
(7)仮設道路工					
掘削		m ³	0.000	22	
埋戻		m ³	0.000	22	
覆工板	B1.0m×L3.0m	m ²	185	144	
主桁	H-250×250×9×14	ton	4.72	3.68	
受桁	H-250×250×9×14	ton	8.85	6.89	
ズレ止め	L-100×100×10	ton	1.84	1.43	
木板	松板H=500	m ²	62	48	
盛土	設置～撤去（B≥4.0m）	m ³	197	0	
盛土	設置（B≥4.0m），楽田天神 仮置場より	m ³	0.000	317	
盛土	撤去（B≥4.0m），田楽町仮 置場へ	m ³	0.000	317	
大型土のう	製作～設置, 現地発生土	袋	0.000	3	
大型土のう	撤去, 田楽町仮置場へ	袋	0.000	3	
(8)仮設土留工	上流側				
油圧式杭圧入機（硬質地盤クリア 工法）据付・解体	【圧入】左右岸＋水路横断 部	式	1	1	
油圧式杭圧入引抜機据付・解体	【引抜】水路横断部（右岸 側・左岸側）	式	1	1	
鋼矢板設置	左右岸, III型, L=8.5m（購 入：存置）	枚	87	0	
鋼矢板設置	左右岸, III型, L=8.5m（購 入：存置）	枚	0.000	78	
鋼矢板設置	左岸, III型, L=9.0m（購入： 存置）	枚	0.000	5	
鋼矢板設置	横断部（鏡切り）, III 型, L=8.5m（購入：一部存置）	枚	0.000	23	
鋼矢板設置	横断部（支圧壁）, III 型, L=8.5m（購入：仮廻し管 部, 存置）	枚	4	0	
鋼矢板設置	横断部（支圧壁）, III 型, L=8.5m（購入：仮廻し管 部, 存置）	枚	0.000	6	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
鋼矢板設置	横断部(支圧壁), III型, L=8.5m (賃料)	枚	23	0	
鋼矢板設置	横断部(支圧壁), III型, L=8.5m (賃料)	枚	0.000	22	
鋼矢板撤去	横断部(支圧壁), III型, L=8.5m (賃料)	枚	23	22	
鋼矢板切断	III型	m	0.000	56	
(9)仮設土留工	下流側				
油圧式杭圧入機(硬質地盤クリア工法) 据付・解体	【圧入】左右岸	式	1	1	
鋼矢板設置	左右岸, III型, L=8.5m (購入: 存置)	枚	0.000	81	
鋼矢板切断	III型	m	0.000	6.7	
(10)仮設備工	開削シールド工法				
基礎工	発進部	箇所	1	0	
基礎工	発進部	箇所	0.000	1	
基礎工	到達部	箇所	0.000	1	
支圧壁工	発進部(設置・撤去)	箇所	1	1	
支圧壁工	足場	式	1	1	
坑口工	発進部	箇所	1	1	
坑口工	到達部	箇所	0.000	1	
開削シールド機組立据付工	発進部	箇所	1	1	
開削シールド機解体撤去工	到達部	箇所	0.000	1	
開削シールド機受台工	発進部(設置・撤去)	箇所	1	1	
油圧機器工(元押し設備)	発進部(設置・撤去)	箇所	1	1	
油圧機器工(シールド機)	発進部(設置)、到達部(撤去: 施工対象外)	箇所	1	1	
鏡切り工	発進部	箇所	1	1	
押切ストラット工	発進部(設置・撤去)	箇所	1	1	
(11)上田楽仮置場					

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
敷鉄板	設置～賃料～撤去, t=22, 第1ステップ	m ²	0.000	90	
敷鉄板	設置～賃料～撤去, t=22, 第2ステップ	m ²	0.000	126	
(12)安全費					
交通誘導警備員	1級・2級の交通誘導検定合格警備員	人	0.000	112	
交通誘導警備員		人	221	161	
官貸額 (直工)					
1. 官貸額 (直工)					
(1)官貸額 (直工)	施工ヤード(上流側)				
高密度ポリエチレン管	φ 1350, ダブル構造	m	25.0	0.0	
高密度ポリエチレン管90° 曲管	φ 1350, ダブル構造	個	2	0	
高密度ポリエチレン管継手	φ 1350, ダブル構造	個	6	0	
(2)官貸額 (直工)	施工ヤード(下流側)				
高密度ポリエチレン管	φ 1350, ダブル構造	m	0.000	24.0	
高密度ポリエチレン管継手	φ 1350, ダブル構造	個	0.000	5	
2. その他					
(1)運搬費					
分解・組立・運搬	トラッククレーン100t吊, OS工法	式	1	1	
分解・組立・運搬	トラッククレーン100t吊, クレーン工法	式	0.000	1	
特殊建設機械輸送 (上流分)	油圧式圧入引抜機 [硬質地盤専用排3], 往復	式	1	1	
特殊建設機械輸送 (下流分)	油圧式圧入引抜機 [硬質地盤専用排3], 往復	式	0.000	1	
官貸品運搬 (施工ヤード(上流側))	高密度ポリエチレン管 φ 1350, 往復	ton	2.55	0.00	
官貸品運搬 (施工ヤード(下流側))	高密度ポリエチレン管 φ 1350, 往復	ton	0.000	2.45	
仮設材輸送 (施工ヤード(上流側))	敷鉄板, 往復	ton	23.18	112.62	
仮設材輸送 (施工ヤード(下流側))	敷鉄板, 往復	ton	0.000	48.96	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
仮設材輸送（上田楽仮置場）	敷鉄板, 往復, 第1ステップ+第2ステップ	ton	0.000	37.37	
仮設材輸送	鋼矢板(賃料分), 往復	ton	11.73	11.22	
仮設材輸送	覆工板(賃料分), 往復	ton	53.89	41.95	
仮設材運搬（施工ヤード(上流側)）	高密度ポリエチレン管 φ1000, 片道	ton	0.000	3.19	
開削シールド機輸送	往復	式	1	1	
開削シールド機積卸し	基地積込・荷下し	式	1	1	
(2)準備費					
共通仮設費（積上げ）					
準備費					
木くず処分	枝葉、幹	ton	0.000	0.5	
木くず処分	根株	ton	0.000	1.0	
木くず運搬	枝葉、幹	m3	0.000	0.9	
木くず運搬	根株	m3	0.000	1.9	
(3)安全費					
共通仮設（積上げ）					
安全費					
架空線防護措置		式	0.000	1	
(4)役務費					
電力基本料金		式	1	0	
電力基本料金		式	0.000	1	
(5)技術管理費					
平板載荷試験	50kN	回	1	1	
(6)営繕費等					
営繕費					

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量		備 考
			当初	第1回変更	
営繕費					
快適トイレに要する費用		式	0.000	1	
3. 一括計上価格					
(1)一括計上価格					
開削シールド機仮組費		式	1	1	
設計業務費		式	0.000	1	